

横浜市告示第 343 号

固定資産税及び都市計画税の納期の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 18 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長（平成 23 年 3 月横浜市告示第 97 号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、青森県及び茨城県に住所等を有する者に係る固定資産税及び都市計画税の第 2 期の納期については、平成 23 年 9 月 30 日とする。

平成 23 年 6 月 24 日

横浜市長 林 文子